

【報告】令和7年度鳥取県再犯防止推進会議

○日時 令和8年3月17日（火）午前10時～午前11時30分

○場所 県庁第二庁舎第33会議室、オンライン（Webex）

【主なご意見】

○県から議会で質問のあった、協力雇用主に係る県による入札加点等といった優遇措置を設けることについて、会議の中で質問。以下のようなご意見をいただく。

- ・出所者の高齢化等により、働ける人が少なくなっている傾向があるならば、協力雇用主を増やすために優遇措置を設けても、雇われる人は増えないのではないか（鳥取県BBS連盟）
- ・入札加点ではなく、社会貢献をしたということで顕彰を行うことも、選択肢の一つではないか（鳥取県保護司会連合会）
- ・出所者は就労期間が短いイメージがあるため、出所者と経営者側で働く日数についてギャップがあり、それをある程度埋めていく必要があるのではないか（鳥取県再犯抑止更生協会）
- ・入札加点について、協力雇用主が本当に欲しているのか、ニーズ調査が必要ではないのか（湯梨浜町）
- ・仮に優遇措置を設けるとして、雇用実績を設定しないと、単に協力雇用主が増えるだけで雇われる人は増えないのではないか（鳥取県地域定着生活支援センター）

○県が令和7年度より新規で実施した、「保護司よりそい支援事業」について、以下のとおりご意見をいただく。

- ・保護司の負担増にならないような制度としてほしい。（鳥取県BBS連盟）
- ・サポセン相談実績2件のうち、片方は窓口をたらいまわしにしているように感じる。出所者に寄り添った対応が必要ではないか。（鳥取県BBS連盟）

※会議の進行に関する発言（事務連絡・説明・発言の指名など）や、発言の最初と最後の挨拶・自己紹介などは省略しています※

【内容】

第1 主催者あいさつ（県孤独・孤立対策課）

- ・本日はお忙しい中、この鳥取県再犯防止推進会議、ご参加いただきまして誠にありがとうございます。会場及びオンラインにおいて、オブザーバーの市町村も含めまして、多くの皆様にご参加をいただいております。
- ・鳥取県では令和5年4月に、県の再犯防止計画の第2期計画を策定いたしまして、今回その後3回目の会議の開催となりました。その後、令和5年7月に、孤独・孤立対策課ができて、この再犯防止推進を進めているところでございます。この会議は毎年1回開催しておりまして、再犯防止・更生保護に係る様々な取り組み・動きについて、関係機関で共有いたしましてですね、顔の見える関係を広げていくことを目的としております。
- ・第二期鳥取県再犯防止推進計画においては、地域における包摂の推進を大きな柱としているところでございますが、その1つとして、令和5年度から令和6年度にかけて、関係団体の皆様と協議を重ねまして、令和7年度から、保護司よりそい支援事業ということで、地域生活定着センターの対象とならない方の支援、伴走支援に繋がる、取り組みの方を始めたところでございます。昨年度の会議においても、新たな事業ということで、手探りではあるなという話をしながらですね、最初の一、二年は、状況をですね、確認しながら、ご意見をいただきながら、少しずつ工夫をして、実効性のある事業にしていければいいのではないかと、そういったご意見をいただいたところでございますので、今日この後、事務局

よりご説明・ご報告いたしますので、ご意見のほうをいただければと存じます。

- ・また保護観察調査の方からはですね、更生保護制度の充実のために、この年末改正されました保護司法について、ご報告・ご説明をいただくこととしております。
- ・限られた時間でございますが、意見交換、情報共有を通しまして、今後の連携を深めていただきたいと思いますので、皆様どうぞ、本日はよろしくお願いいたします。

(事務局)

- ・保護司よりそい支援事業のちらし：今年度から保護司会連合会様に委託して実施している「保護司よりそい支援事業」の相談窓口のチラシでございます。今回出席されている団体様にはお配りさせていただいていると思いますが、もし追加送付の希望があれば、お申し付けください。
- ・あんしん賃貸支援事業と居住支援法人のちらし：出所者の方に限らず、高齢者・障がい者・生活困窮者の方などでも、住居探しに困っている方がいたら、ぜひ紹介していただければ幸いです。
- ・とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム入会募集のちらし：この会議の中では、地域生活定着支援センター様や、再犯抑止更生協会様、鳥取県弁護士会様、県社協様に入会していただいておりますが、孤独・孤立対策に取り組む多様な支援機関と官民の連携により、孤独・孤立対策の取組の推進に繋げることを目的として設置しています。この1月には、この入会団体や入会を検討している団体の皆さまでワークショップを開催し、様々な意見交換をしたところです。広報啓発のための補助金もありますので、ぜひ入会をご検討ください。
- ・ぼうさいこくたい2026 in 鳥取：本年秋に記載するイベントのちらしです。一昨年ございました“ねりんピック”並みに力をいれたイベントでございます。イベント出展を検討されている方向けのメルマガの案内もございますので、会議終了後にでも是非ご一読ください。

1 第2期鳥取県再犯防止推進計画の進捗報告（県）資料1-1、資料2

(事務局)

資料1-1では、第2期鳥取県再犯防止推進計画における県の施策の令和7年度の実施状況と令和8年度の計画について、資料1-2では、同じく第2期計画における各機関や団体の皆様の取組予定について令和7年度の実施状況と令和8年度の計画を記載していただきました。ご協力ありがとうございました。

1-2については、他団体の取組の様子を共有させていただき趣旨で、連携の参考としていただければと思います。

それでは、県の取組について1つ説明いたします。資料の1-1の3ページをご覧ください。

「第5 地域による包摂の推進」の「1 国・民間団体・市町村等との連携強化」にある、市町村職員対象研修及び連携会議を昨年度に引き続き、3月に給産会で開催しました。

連携会議では、県の令和7年度新規事業「保護司よりそい支援事業」のほか、地方検察庁、刑務所、少年鑑別所、鳥取保護観察所、給産会、の業務説明をお話いただいたあと、市町村からいただいた質問に沿って意見交換を行いました。

まず、市町村の再犯防止推進計画においては、今年の1月時点で、策定済は13市町で、

- ・南部町は令和7年度中に策定予定
- ・策定に向けて、日野町と日吉津村が進行中
- ・策定に向けて検討を行っているのが江府町

となっており、ほとんどの市町村で策定済または策定に向けて進行中または来年度に検討予定という、見通しが立っている状況です。今後も、県としても、策定に向けたバックアップ、実際の支援に向けたバックアップを行っていきたいと思っています。

研修会のほうでは、地域生活定着支援センターから、業務概要ですとか、実際に市町村と連携した事例を詳しくご解説等いただきました。また現地参加者で希望者の方には、給産会の施設を見学していただきました。

また、今年度の県側での大きな動きとして、当課実施の「保護司よりそい支援事業」と、県立鳥取ハローワーク主催で、お笑い芸人のゴルゴ松本氏に講師をしていただいた、「刑務所出所者等就労支援セミナー」がございました。前者については後ほど詳細を解説しますが、後者について、県立鳥取ハローワークから簡単にご報告いただきたいと思います。

(県立鳥取ハローワーク)

令和7年8月27日に、矯正支援官であるゴルゴ松本氏をお迎えいたしまして、セミナーを開催させていただきました。440名という多くの方に参加いただきました。開催にあたりましては、共催いただきました鳥取刑務所様による矯正展も開催いたしました。スタッフが県立ハローワークだけでは足りず、鳥取刑務所様、保護司会様、再犯抑止更生協会様にあたりましては、スタッフ動員でご協力をいただきました。この場をかりて、御礼申し上げます。以上です。

(事務局)

続いて、資料2の統計についてご説明します。こちらにございます調査出典元の皆様、ご協力いただきましてありがとうございました。一番上、第二期計画で目標値として定めている再犯者数については、令和6年は430人で、令和5年に比べて、444人から14人減ったという状況です。ただし、最終的な目標達成にはかなり厳しい状況であると考えております。県としては、今年度開設しました保護司よりそい支援事業による相談窓口等により、1人でも多くの出所者の方に地域資源へアクセスしていただいて、再犯者数の減を図っていききたいと思います。

(事務局)

事務局の方から、関係団体様の動きで1点お尋ねしたいと思います。資料1-2 4ページ目にございます鳥取県BBS連盟において、鳥取大学の学域BBSを立ち上げ中ということで記載いただいているのですが、もし可能であれば、こういったものを検討されているか、解説いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(鳥取県BBS連盟)

今、大学の許可を下りるのを待っている状態で、決裁が下りれば、鳥大のBBS連盟が立ち上がる予定です。

そもそもBBS会とは、非行をした若者の更生を、お兄さん、お姉さんといった比較的年齢に近い方がボランティア活動で支援をするものですが、現在鳥取県の各BBS会には、比較的高齢な方が多く在籍している状態です。そのような中でも、子どもたちと雪合戦をしたり、喜多原学園の子どもたちと一緒にバレーボールをしたりしています。そのところ、県東部地区のBBS会に鳥取大学の学生が参加していますが、その学生が中心となって、鳥取大学の中でBBS会を立ち上げる予定としています。

どんな活動を行うかは、現在その学生を中心に模索しているところですが、こども食堂を既にやっている活動的な学生であり、多分、すごく積極的に活動してくれると思っています。私たち大人も、同じ会員としてサポートしていきたいと思っています。

(事務局)

ありがとうございます。新しい取り組みということで、県でも注目をしていけたらと思っています。

(事務局)

ここで、第二期計画の進捗報告の関係で、事務局から会議にご参加の皆さんにご意見をお伺いしたい点がございます。協力雇用主についてです。県議会質問において、協力雇用主について、雇っていただいている経営者へのフォローが必要ではないか、またさらなる開拓に向けた取り組みが必要ではないかといった意見が出てまいりました。その例として、県の公共工事の入札において、協力雇用主に優遇措置を設置するよ

うなご提案がありました。

他県では、協力雇用主に一定の雇用実績のある事業者に対して、建設工事の入札加点等といった優遇措置を設定している自治体もございます。

県としては、この推進会議で、鳥取県の協力雇用主の現状ですとか、出所者に求められる業務種とか分野についてのご意見を伺い、入札優遇措置が本当に必要なものなのか、ということを検討していきたいと考えております。

協力雇用主については、鳥取県では県立ハローワークにより、理解のある企業へ説明等を行っているところでございますが、まず、鳥取保護観察所より、協力雇用主の現状についてご説明等いただきますようお願いいたします。

（鳥取保護観察所）

資料2、上から2段目をご覧ください。（1）就労・住居の確保等関係ということで、この令和8年2月末の協力雇用主の数字等を挙げております。

御承知の方も多いかと思いますが、協力雇用主は、刑余者（けいよしゃ）の雇用をしていただける企業ということで、法務省の更生保護の分野では、「協力雇用主」と呼称しております。法人だけでなく、個人事業主も含まれます。

この2月末時点で、鳥取保護観察所に登録いただいている協力雇用主は132社になります。業種別でみると、建設業が56社で、全体の42.4%と最も高い割合となっております。また、サービス業、製造業を合わせると全体の72%を占めています。

少し数字が古いですが、令和6年10月時点では、全国の協力雇用主は25,164社、建設業が57.9%と、やはり全国でも高い水準となっております。また、サービス業、建設業を含めると全体の82%を占めております。

次に、実際に雇用いただいている企業の数です。協力雇用主ですが、実際に雇用いただいた協力雇用主の数字は、8社と記載しておりますが、10社の誤りです。申し訳ございません。

続いて資料2（1）ウについて、令和8年2月末時点で実際に協力雇用主に雇用いただいている方ですが、資料では13人としていますが、17人の誤りです。修正をお願いします。

実際協力雇用主に雇用されている17人の年齢層を確認したところ、50代の方が5人で全体の29.4%、次いで30代と40代の方がそれぞれ4名で、それぞれ23.5%を占めております。最高齢は68歳の方でした。

続いて協力雇用主さんに雇用されてる刑余者のですね、17名の業種を見たところ、建設業が7名、全体の41.22%と、最も高い数字となっておりますが、実際その7名を雇い入れてくださった企業は、2社となっております。次いで、飲食業が3人、全体の17.6%であり、この3名を雇用いただいた会社は1社です。説明は以上となります。

（事務局）

ありがとうございます。今、保護観察所から、協力雇用主制度の現状をご説明いただきましたが、入札制度とか、もしくは何かしら県が優遇措置を設けることについて、事前に資料に載せておらず恐縮ですが、ご意見・ご質問等があればいただければと思います。

（鳥取県 BBS 連盟）

この会議に参加するのが今年初めてで、見当違いのこと言っていたら申し訳ありません。

推移の話になるんですけど、資料2において、協力雇用主がどうして減っているのかなと思っておりまして、わかれば教えてください。

（鳥取保護観察所）

資料2（1）①のアをご確認いただきたいと思います。協力雇用主の数自体は増えております。イは実際に雇用している雇用主です。イが減っているのは、刑務所出所者等の件数が減っていること、給産会に収

容される方も減っていること、また、出所者等に高齢者や障がい者が増えているところでして、働ける人数そのものが減っていることが減っているため、雇い入れている雇用主の数が減っている、という面があります。協力雇用主が増えれば、働ける人もすぐに増える、ということでもないという状況です。

（鳥取県 BBS 連盟）

わかりました。高齢化、知的障がいやグレーゾーンの方が増えている、ということでしょうか。刑務所に入っている方が高齢化しているという話を見たことはあります。

（鳥取保護観察所）

絶対増えているという訳ではないですが、対象になる方に高齢者が多い、ということはありません。また、支援の必要なく自分で探すから大丈夫です、ということで支援対象にならない場合もあります。

（鳥取県 BBS 連盟）

今の話を聞いたら、協力雇用主を増やすために優遇措置を設けても、人数は増えるのかな、と思いました。ありがとうございます。

（鳥取県保護司会連合会）

連合会の立場からという訳ではないですけど、県の土木の入札に関わったことがあるんですけども、いろんな分野で入札優遇って意見は多分、上がってきてるんじゃないかと思うんですけど、それを入れていくと非常に想像では、結構収拾つかないのではないかなと。入札に入れる、入れないというのは、業者さんにとってかなりセンシティブな問題であるので。

それよりも、社会貢献としてこういうことをやっている、と顕彰すると、そういう方がよいのではないかなと思います。個人的な感想です。

（鳥取県再犯抑止更生協会）

質問させていただきたいんですけども、雇用主さんが実際に雇用された後、しばらく、一定の期間働かなくておられると思うんですけども、実際の雇用の継続率といいますか、そういったものはどんな感じになってるのでしょうか。

（鳥取保護観察所）

ストレートに言いますと、データは持っていません。体感的な話で言ったら、2～3か月位が多いかなと思います。1日でやめるという方もおられれば、1年以上働いた方もおられます。ただ、比較的短期間で仕事をやめる、仕事が合わないとか、もしくは居住してたところから引っ越すので、鳥取からいなくなるので、もう退職します、等、比較的短い期間で離職する人の方が、どちらかといえば多いかなと思っております。

（鳥取県再犯抑止更生協会）

ありがとうございます。どうしても、就労の期間が短かいと雇用主もなかなか雇いづらいところもあるのかなと思っていて、どうすることもできない部分かもしれませんが、協力雇用主を開拓するときには、雇用する側と実際に働く側の、そういった意識のギャップといいますか、実際の働く日数のギャップなんかもある程度埋めていく必要があるのかなと思っております。

（湯梨浜町）

1つ、お伺いしたいんですけども、この協力雇用主側からの支援要請的なものは、現在までにあったのかなと。そして、鳥取県側から支援をしたいというお気持ちはとてもよくわかるんですけども、支援のあり方とニーズがマッチしてないと、意味がないんじゃないかなという点があるもんですから、そもそも意見

の拾い上げをされてないんであれば、協力雇用主の方から意見を伺った上で、どういった支援ができるのかな、という模索をされた方がよいのではないかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

（事務局）

県の方としてはですね、ご意見を伺って、そういう声が大きいのであれば検討はしていかないといけないかなというところもございました。

現状をお聞きするとですね、建設業の方ですとか、小売業の声をまず聞かないといけないかなということを感じています。

県議会の方で、ご意見された議員さんの方はどちらから、そういった声をお聞きされてのことだったと思いますが、以前から協力雇用主のことをですね、テーマにされておられたようですね、直近の状況の方で、どのようにご確認されてのご発言かってところもございましたので、皆さんのご意見を聞いて、その上で現場の方のご意見聞いてということで、検討することが必要かなということで、皆さんのご意見をお聞きしたところでございます。

（鳥取刑務所）

協力雇用主に関連してなんですけども、確かに刑務所では、障がいとか高齢化とよく進んでおります。

そこでちょっとお伺いしたいんですけども、132社、協力雇用主の方がいらっしゃるということで実際に求人票を出されてる企業の、大体平均で構わないんですけども、求人が出てないと雇うこともできないので、大体どれぐらいなのかっていうのと、あと、知的障がいとか、すごくフォローが必要なことがあると思いますので、ジョブコーチ的な、そういうフォローアップのあるようなケースというのはございますでしょうか。

（鳥取保護観察所）

まずハローワークへ協力雇用主がどれほど求人を出しているか、情報については承知しておりません。

協力雇用主がハローワークに求人を出された、その都度、ハローワークに求人を出したよという連絡はもらってませんし、また協力雇用主へも、報告するようにというようお願いもしてないので、承知しておりません。

2つ目の知的障がいの所は、特にできてないというのが現状でございます。

（鳥取県地域生活定着支援センター）

仕組みがわかってないので教えていただきたいんですけども。

入札の優遇措置が生じるのは、どの段階で生じるというか、協力雇用主になれば、もう優遇措置がえられるのか、それとも実際雇用しないと、優遇措置を得られない等、どういう仕組みになってますでしょうか。

（鳥取県 県土総務課）

工事の入札に担当しておりまして、今日この議論になるということで来させていただいております。

もともとこの議論の発端が、県議会の方から、県の入札制度について、加点を考えてはどうだろうかということがございまして、県の入札というのは物品役務と工事、大きく2つに分かれるんですけども、私当時の担当、しておりまして、工事の方ということで出席しております。

先ほどご質問があった件なんですけれども、雇用主の登録の段階なのかそれとも実際に工夫された段階なのかということなんですけれども。本県についてはやっていないので、状況というのはわからないんですけども、全国的な状況で言いますと、全国では確か約30都道府県ぐらいが、何かしら入札時に加点しているのをしております。

そのうちの大体半々ぐらいになると思うんですけども、雇用主さんに登録した段階でも加点になるという場合もあれば、実際に雇用しないと加点にならないような場合が、それぞれ大体半々ぐらいでやってい

るというような状況が全国状況です。

(鳥取県地域生活定着支援センター)

雇用しない段階での加点ということになると、とりあえず登録だけしている会社が増えていく、その傾向からすると登録だけして結局雇わない。というような状況になりかねないなと思ったので、意見させていただきました。

(事務局)

仮に制度導入等検討するにあたっては、実際雇用しているか否かという点も詳細には詰めていくことにはなるかとは思いますが、ひとまずはちょっとご意見ということで皆様から今、頂戴しているところでございます。

(事務局)

本日、皆様からご意見をいただきました。例えば企業への顕彰ですとか、そういった観点から勧奨していくこともできないか、というご意見もございました。

本日の意見もいただきまして、県の中でもですね、引き続きですねこういう協力雇用主の件については検討したいと思っておりますし、協力雇用主の開拓につきましては、保護観察所様を中心としまして、県と市町村等関係機関でまた協力をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 保護司よりそい支援事業について(県) 資料3

(事務局)

議題2、資料3でございます。保護司よりそい支援事業でございます。

昨年度ですねこの会議でも報告をさせていただきまして、本年度から開始いたしました、保護司寄り添い支援事業につきまして、事務局より説明の方をさせていただきたいと思っております。

まず、スライドの2枚目をご覧ください。まずこの事業がどういった経緯で開始されたか、説明させていただきます。

本日もご参加されておられます「地域生活定着支援センター」は、高齢者・障がい者の出所者の相談支援機関ですが、実態としては対象外の方からも相談がございました。定着センターには可能な範囲で対応いただいていたのですが、同センターが実施している伴走支援が、センターの対象外の方には制度上でできていないといった状態ではございました。

一方で出所者の再犯者を減少させるためには、出所者等の社会からの孤独・孤立を防ぎ、安定した生活のサポート、こういったものが重要であり、高齢者や障がい者に限定しない支援体制の構築、これが第二期再犯防止推進計画の策定にあたって課題提起をいただいたところです。

そこでですね、令和5年度から6年度にかけて、合計6回ですね支援体制に係る検討会の方を実施させていただきました。参加いただいたのはですね、保護観察所様、保護司会連合会様、定着支援センター様が主な機関です。この場を借りて、改めて感謝申し上げます。

次の資料に移りまして、検討会の結果、新規事業：保護司よりそい支援事業の設立に至ったところでございます。法務省の地域再犯推進交付金を活用し2分の1の補助を受けて、実施をさせていただいているところでございます。

次のスライドで説明差し上げるんですが、(1)が、出所者の方が保護者の方に相談された場合に、保護者の方に対して、実費弁償金を支給するというもの。

(2)が、保護司会が設置されておられます更生保護サポートセンターのうち、鳥取倉吉米子の3か所に、相談支援体制を整備していただくことということでございます。

(1)と(2)を、本日お越しいただいております鳥取県保護司会連合会様に委託させていただき、実施しているところでございます。こちらの事業ですが、(1)と(2)は今年度と同額で令和8年度当初予算として議会上程中です。

次の資料に移りまして、この保護司寄り添い支援事業なんですけれども支援スキーム、先ほど(1)(2)とあったと思うんですけれども、まず(1)がですね、保護司がもともと担当をされておられた方(保護観察の対象だった方)が対象となります。そうした方が、困りごとを持っておられて、地域でも孤立しているというときに、保護司の方にちょっと相談をされると。それを受けて保護司が助言等を行った場合、この表の右上にあります法務省の保護司実費弁償金が存在し、こちらが支給されます。ただ、この実費弁償金制度ですが、1人に対して複数回の相談等を行った場合は対象外となります。そうした、法務省の制度で対象外の案件を、保護司よりそい支援事業で、国と同額で実費弁償金を支給する、といったものになります。

次のページに移りまして、保護司と接点のなかった方、満期出所とかで、保護観察がつかなかった方とかですね、そういったような方々がですね、相談するときにですね、どこに相談をしたらいいんだろうかっていうことで困りごとを感じられたときにですね、鳥取・倉吉・米子の更生保護サポートセンターで相談支援体制を構築いただきまして、相談をしていただく。そしてその運営費を県で負担させていただくといった事業スキームになっております。

次のスライドは大変細かいスライドになってしまうんですが、当事業における、相談者の属性別の対応の流れというような形になります。

大変細かい資料でございますが、一番この資料の中でポイントとなる点は、この真ん中の報告書の点でございます。保護司の方が対応された場合に、報告書を出してもらうんですけれども、報告書を、法務省の実費弁償金制度のものと全く同じものにしております。これを、保護観察所に1回ご提出をいただいて、観察所で、これは国、これは県、といった具合で仕分けをしていただいております。保護観察所のご協力の上で事業が成立しております、いつもありがとうございます。

次の資料に移ります。

本日の参考資料にも添付をさせていただきましたが、周知用のカードとチラシを作りまして関係機関に配布させていただいているところで、県の方では周知を図っているところでございます。

チラシ作成時には関係機関、本日の参加の関係機関様にはチラシの方をお送りさせていただいていたかと思えます。また、中国矯正管区にもお願いをさせていただきまして、中国地方の刑務所や少年院、そういったところにもですねチラシカードの方を配布していただいて、鳥取県にもし戻ってきたい方がいらっしゃれば、そういった方に対して、お配りいただけないかご案内の方を差し上げているところでございます。

また、各種会議でも露出をするようにしておりまして、直近ですと当課が民生委員制度を所管している関係上、地区民生児童委員協議会の役員が集まるセミナーですとか、後法務省が主催する中国ブロック再犯防止セミナーとか、そういったところで周知を図っているところです。

次のページですが、当事業の支援実績なんです、支援実績の方が少し少なめかなというふうに感じています。

令和7年度においては2件、実績が上がっております。2件とも、更生保護サポートセンターの窓口で対応いただいたものになります。

1つ目、上段の方は、数十万円の負債がございまして、年金の相当部分をですね負債にの返済に充てている方で、医療系の国家資格を有しておられますけれども、いろんな疾病にかかっておられて、就労が困難であり、債務整理ですとか、生活保護申請、こういったものを考えているような方でした。この方に対して、更生保護サポートセンターの職員さんがですね、市町村の生活困窮相談窓口をご案内いただいて、また同行もしていただいたようでございます。そして、役場内の生活保護を申請の窓口に繋がり、本人も今後の見込みも立ち、安心して帰られたところでございます。

下の方の案件につきましては、市役所から更生保護サポートセンターの方を紹介されて、電話の方でですね、相談をいただいたようでございます。

仕事がなく困っているので、何とか仕事を紹介してくれんかというようなご案内でございました。ただ、保護司やサポートセンターが職業紹介はできませんので、ハローワークに行ってください、相談いただくように助言していただいたというような形になっております。

一番最後のスライドです。市町村への皆様のお願いというふうなものでなっているんですが、本日の関係機関の皆様もご承知かもしれませんがもう一度またご説明させていただきたいと思いますが、1度

罪を犯した方は地域でも孤立しやすいと考えられて、第二期の鳥取県再犯推進再犯防止推進計画においても、地域による包摂の推進、これを一番のポイントにしております。この制度はですね、そうした孤立を防ぐための相談口の1つとなります。本当にどこ行けばいいかわかんないなあというような方に対しての、助け船の1つになると思いますので、周知についてですね、ご協力をいただきますと大変幸いです。

また、保護司さんですとか更生保護サポートセンターからですね、協力依頼等がございましたらですねまた可能な範囲で、ご協力をいただけたらと思います。

市町村の皆様へのお願いとなっておりますが、また関係機関の皆様もですねまたご協力等をいただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上となりますが、今の説明等で何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

(鳥取県BBS連盟)

今のお話を聞いて、ちょっとあれって思ったのが、何か保護司よりその支援事業っていうのは、保護司さんの負担にならないかなと、これを見て思いました。

お金を払われるんですよね。でもお金を払うからいいのかなとか。ちょっと、保護司さんの負担が大変っていうのは、何か新聞とか、あとBBSの活動をして保護司さんと交流をして、いろいろ聞いたりされてるので、負担が大変なんだっていうのは知っています。

なので保護司さんの負担が、大変じゃないかなっていうのがちょっと思ったんです。

あと、それと今日のこの説明を受けて思ったのが、実績の2件目が、市役所からサポートセンターを紹介され、電話であったと。それで、ハローワークを紹介して、行くようにって言われて、これ所謂「たらいまわし」ですね。背景がよくわからないんですけど、犯罪をした方なんですよ。だから自分がハローワークに行くっていうのがわからなかったのか、それとも、仕事が欲しい人はハローワークに行くのはわかってるけど、自分が出所者だから、どこに行けばいいかわからないから市役所に相談したのかな。ちょっとその辺の経緯がわからないんですけど、こんな、たらいまわしされたら、この電話をした人はどう思ってその後どうなったのかなってのがちょっと気になりました。

普通、仕事を探すならハローワークに行くのはわかりますよね。仕事が欲しくて困ってるっていうのはハローワークに行くけど、結局市役所にどうしたらいいかわからないから相談したら、サポセンに相談しろって言われて、サポセンに相談したら、ハローワークに相談してって言われて、そんなことわかってるわ、と思っておられるんじゃないかなと思った次第です。背景がわからず、ちょっと想像で申し訳ありませんが。

(事務局)

ありがとうございます。まず1点目が保護司の負担というところですよ。

保護司も担い手不足等をお伺いをしているところでございます。この制度でもですね、なるべくその保護司の負担を減らすためにというところですね、既存の法務省の制度と同じようなものにするによって、保護司が出す書類とかを全部同じ様式にして、また提出先もすべて保護観察所にしてもらってっていうような形で、極力、保護司さんのですね、負担を減らしていくといったような形でですね実施しているところでございます。

2点目の、たらいまわしになってしまっているのではないかとこのところでございます。

申し訳ありませんが、2件目の方の詳しい背景事情ですとか、そういったところを私の方でキャッチができていないですね、そこは大変申しわけないところでございますが、基本的に当該事業は、相談窓口で相談をいただいたときに行うことっていうところは、適切な支援窓口につないでいくっていうところになってくると思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。ごもっともなご意見だなと思ってお聞きしました。

実績の2点目、私も見たときはちょっと思ったんですけども、もちろん背景とか、その後のフォローとか、そういったものが全く書かれていないので、もしかしたらその後、また何かあったら来てくださいというお声掛けをしたりとか、例えば市役所の方とか、やっぱ役所の方とかもですねこのご家庭は支援が必要なご家庭だというようなことで、見守りですとか、しているご家庭であればですね、その後の状況とかをお聞きして、フォローしたり、また次の段階での支援をしたりってことができるのかなと思いますので、定着支援センターさんが、高齢者とか障がい者にされているように、そういう伴走支援ができる体制っていうことが必要だと思いますので、丁寧な対応が必要ということで、その後のこともちょっとわからないんですけども、そういったことを話し合っていけたらいいかなと感じました。

（鳥取保護観察所）

先ほど保護司の負担が増えるんじゃないかというご質問、確かに制度だけお聞きすると、仕事をふやしてしまって、負担が増えてしまうんじゃないかというふうに思われるかもしれませんが、そもそも保護司はこれまで、保護観察が終わった後も、多分いろんな形で、対象者から相談を受けたりしてるんだと思います。ボランティアで終わった後も、いろんな形で、元保護観察対象者の相談を受けたり、支援していただいたりしてたと思うんですね。

その部分について国が何ら手だてをしてこなかった。そういうことに対して国が何かしなきゃいけないんじゃないかということで始まったのがこの制度（法務省保護司実費弁償金制度）なんですね。

また、積極的に支援していただきたいことは言ってません。保護司が積極的に動くのではなくて、もし、保護観察が終わった後も持つ対象者から相談があった場合には、国の方が、何とか、幾らかの手当はさせていただきますので、おっしゃってくださいね、ってというような事業をしているんです。

少なくとも積極的に何かお仕事をさせていただいて負担をふやすというのではなく、逆に読めば本当にボランティアでやっていただいた部分を、本当にわずかですけども、国として、何らかの形で、感謝の気持ちを示したいということから始まった制度で、それを県の方にも、国が手当できない部分を、カバーしてもらってる。こういうふうになっております。

（鳥取県 BBS 連盟）

経緯を聞いたら、そうなんですねと思いました。このチラシを見たら、なんかちょっとそういうのがわからなかったの、何か新たな何か募集をしてるような感じがしたので、大丈夫かなって思って聞きました、ありがとうございます。

後は、たらいまわしじゃないかって言ったのも説明いただいて、ありがとうございます。

背景本当にわからないんで何とも言えないんですけど、働きたいって言ってるのにサポセンを紹介した市役所さんがちょっと、紹介先を間違えたのかなって思いながらも、的確にこう、思いを掴むっていうのが大事なあとと思ったので、その辺を職員の方がしていただいたらいいかなと思います。

あんまり、電話でたらいまわしにされると、本当に多分、私もあるんですけど、もう、いいやってなっちゃうんで、せっかく働こうとしてたのに、いいやってなったらもったいないですよね。うまく言えませんが、ありがとうございます。

（事務局）

負担の件の補足ですが、先ほど保護観察所もおっしゃっていただいたんですけども、県から、この事業で保護司の方に積極的にアクションをしてくれ、という説明はしておりません。もし相談を受けたら、保護観察所に報告してみてくださいね、といった形にしておりますので、ご承知おきください。

（鳥取県更生保護女性連盟）

私も初めて参加させていただいておりますけれど、今皆様のいろいろな再犯防止につきまして、ご意見等をお聞きしました。

私どもは任意のボランティア団体なんですね。その中でできることを、させていただいております。

特に、最近では、給産会における地域食堂に協力させていただいております。

その地域食堂が何故起こったかということは、もうすでにご承知かもしれませんが、先ほど言われたように「たらいまわし」にされた方が、いらっしゃって、その方が、孤独死をされてた。それではいけないということで、行政の人とかに地域の人達に馴染んでいただこうということで、地域食堂が出発しているんですね。

その中で、私どもはおせっかいお婆さんという形で、地域の中でそういう困った方がいらっしゃったら、声をかけて「大丈夫」とか、「ご飯食べてる」とか、そういった声掛けを主に、させていただいております。

特に、刑を終えた方とかっていうのは、お知らせはないんですけど、大体なんか雰囲気わかるみたいで、私どもの地域でもそういう方がいらっしゃって、みんな「あの人はそうだ」とかってやっぱし、噂で、流れるんですけど、でも、うちの会員の中には、ちゃんとそういう人はちゃんと刑期を終えて出てきている人だから、これからに向かってみんなで声をかけ合って、励ましていこうという形で、「元気」とか「おはようございます」とか「こんにちは」とか、なるべく声をかけるようにという部分に努めております。

保護司よりそい支援事業という形では私どもは参加しておりませんが、地域の中で寄り添っていきこうという形で、地域の安心安全を守っていききたいなと思っておりますので、更生保護女性会の会員がおりましたら、なるべく元気を出してと声をかけて、励ましていただけたらありがたいなと思って一言言わせていただきました。ありがとうございます。

(事務局)

ありがとうございます。少し趣旨がズレるんですけども、当課は民生委員制度を所管しておりまして、保護司の方、民生委員の方、また更生保護女性会の方々が、顔の見える関係でですね、いろんな支援の構築ができてやってきたらいいんだろうなというふうには考えているところでございます。ご意見いただき、ありがとうございます。

3 各団体の取り組みについて（関係機関）資料4-1、4-2

(事務局)

続きまして議題3のところ中で、各関係団体からの今年度の報告というところで、対外的に今年度大きな動きがございました機関といたしまして、鳥取保護観察所様からですね、更生保護制度の充実に向けた保護司法の改正についてのご紹介、ご説明をいただきたいと思っております。資料については4-1 から 4-2の方となっております。

(鳥取保護観察所)

皆様におかれましては平素から更生保護事業に対しまして、多大なるご理解、お力添えをいただいておりますこと、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

皆様のご存じかと思いますが、昨年12月10日に、更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律が公布されました。

私の方からは本日、その内容について、概要を説明させていただきたいと思っております。

法改正の趣旨としましては、地域における犯罪、こうした人達の立ち直りや、犯罪予防活動を行うなど、日本の地域社会の、安全安心にとって欠くことのできない、保護司の担い手の確保が年々困難となつて、かつまた高齢化も進んでいるということ。あと、本年3月2日に、無期懲役の判決がありましたが、令和6年5月に滋賀県大津市で、保護司さんが殺害されて、その保護司さんが担当されていた、保護観察対象者が逮捕・起訴された事件があった、そういったことが、その背景にあります。

改正法の主なポイントとしては、3点ございますので、そのポイントについて説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料4-1の、更生保護制度の充実を図るための防止法等の一部を改正する法律をご用意いただきたいと思います。この資料に基づいて説明させていただきます。

まずポイントの1点目としましては、保護司の適任者の確保というところです。

幅広い世代から、多様な人材を確保して、より長く活躍いただきたいということで、保護司の使命と委嘱条件の改正や、任期を2年から3年に延長することなどが規定されております。

あと、まだ公布されただけで施行されておられませんので、その点だけ、誤解のないようにしていただきたいと思います。

2点目が、保護者の活動環境の改善ということで、国、地方公共団体、民間が一体となって、保護司活動を支えるための環境整備するというもので、保護観察所の長による保護司会等への支援規定が新設された他ですね、現在の地方公共団体様の保護司会への協力は、することができるという、できる規定となっております。今回の改正では、必要な協力をするように努めなければならないと、努力義務規定に改正をされております。

地方公共団体様におかれましては、本当にこれまでも、保護司活動に対しまして多大なるご支援をいただいております。厚く御礼を申し上げます。今回のこの法改正の趣旨をご理解いただきまして引き続きのご理解、お力添えをいただきたいというふうにお願いを申し上げます。

この件につきましては、資料の4-2として添付させていただきましたが、総務省の地域力創造審議官と法務省保護局長の連名によりまして、令和8年1月30日付で、各都道府県知事と各市区町村宛に、依頼文書が発出されております。

その中にですね、ご協力賜りたい支援の例なども記載されておりますので、ご参照いただければと思います。

また法改正にかかる保護司制度の現状と課題とか、ご支援賜りたい内容が記載したポンチ図も、資料4-1の最後の資料ですね、を添付させていただいておりますので、そちらの方も併せてご参照いただければと思います。

今見ていただいているこの別添資料の最後のところですね、こちらの方に法改正に係る保護司制度の現状と課題とか、また皆様にお力添えいただきたい内容も記載されておりますので、そちらの方もご参照いただければ幸いです。

あと、いわゆる現役世代ですね働いていらっしゃる保護司さんが、保護司さんとして活動しやすくするためにですね、保護司さんがお勤めされている、民間企業等に対しましても、休暇だとか、勤務時間の配慮等、保護者活動しやすくするための各職場環境の整備についても、配慮規定が新設されるなどしております。

3点目が保護司の安全確保ということで、先ほど申しましたように、令和6年5月に大津で保護司さんが殺害された事件につきまして、3月2日に無期懲役の判決があったところです。

改正法では、保護司の安全確保は、国の責務であるということが規定された他にですね、面接場所について、利便性とか、選択肢を広げるために、他の保護区のサポートセンターも利用可能とすることだとか。あと保護観察対象者のアセスメントを強化して、リスクに応じ保護観察官の関与を強化することなどが盛り込まれております。

以上の改正保護司法の概要となります。

改正法の施行なんですけれども、公布の日から1年を超えない範囲内とされておりますが、資料の一番下にあります通り、法改正はゴールではなく、保護者の方々の声をさらに聞きながら、様々な見直しを継続というふうにされておりますので、当所としまして、1つ1つ丁寧に、保護司さん等に説明し、ご意見を伺いながら、取り組んでいきたいように考えております。

以上で私の方から説明を終わります。

(事務局)

鳥取保護観察所様、ありがとうございました。今回の保護観察所様からのご報告について、ご意見ご感想等あれば挙手等いただきたいですが、いかがでしょうか。

→特段なし。

4 意見交換会

(事務局)

最後議題4に意見交換というふうにはしておりますが、特段議題等は設定しておりませんが、本日の説明ですとか、また、自分の団体のところですね何かこういったものを紹介をしたいとか、もしそういったようなところがありましたら、お時間ございますのでご発表等も可能ですが、そういったような団体様ございますでしょうか。

→特段なし

5 閉会挨拶

(事務局)

皆様本日は本当に忙しい中ありがとうございました。

急に協力雇用主についてご意見を伺いましたけれど、いろいろとご意見をいただきまして、ありがとうございました。

冒頭に申し上げましたが地域による包摂ということで、各団体の皆様の活動、また、国、県市町村、そういったところですね、いろいろと繋がりながら、出所者の方、そのご家族や、支援されている方、そういった方をですね、しっかりと支えていける。

また、地域の中に、しっかりと暮らしていける、暮らしやすい、そういった地域をつくっていくということで、県の方も、孤独・孤立対策という課ですね、再犯防止だけでなく、生活困窮者、また生活保護、また、民生委員制度ですとか、孤独・孤立対策の活動ですね、活性化を進めておりますけれども、この再犯防止という観点でもですね、基本はやはり、それぞれの皆さんが、生きづらさを抱えた方が、地域の中で少しでも暮らしやすいように、孤独・孤立を感じないように、暮らしていければということを基本に、いろんなことを進めていければいいかなと考えております。

冒頭でこちらの方のPRで、孤独孤立のプラットフォームですとか、ということもお話させていただきましたが、更生保護団体の皆様も、そういった活動されておられる場に、地域の中で、障害者の方をしっかりと支援されておられたり、当事者の方の会をされておられた、いろんな活動されてる方が地域にいらっしゃいます。

そういった方ですね、様々な活動されてる方が、交流をして、地域全体でいろんな方が、様々な方で、繋がりが合って、支え合っていける地域社会を、ということ掲げておりますので、この再犯防止という分野でもですね、いろんな団体・行政が、繋がりながら、少しずつ前に進めていけるといいなと考えております。

市町村の方でも、重層的支援体制ということで包括的な体制ということで、1つの世帯に様々な課題を抱えておられるご家庭、そういったところを、その自治体の様々な分野が関わって、支えていく、また地域の中で、繋がっていくというような取り組みをされておられる市町村がどんどん増えてございます。ですので、皆様団体様、また、関係機関の皆様も、市町村のそういう、包括する体制と繋がっていただいて、みんなでいろいろ考えていけるような取り組みができるといいなと思っております。お願いという意味でお話しさせていただきました。本日はどうもありがとうございました。